



### 「国民年金保険料の免除制度について」

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。  
 老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。  
 国民年金の保険料は月額15,100円（平成22年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除または一部納付（一部免除）制度があります。

保険料の免除制度は、

- ・【全額免除制度】 → 全額が免除
- ・【半額納付制度】 → 2分の1を納付（残りの2分の1が免除）
- ・【4分の1納付制度】 → 4分の1を納付（残りの4分の3が免除）
- ・【4分の3納付制度】 → 4分の3を納付（残りの4分の1が免除）

全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額（平成22年度）は、次のとおりです。

- ・4分の1納付 → 3,775円
- ・2分の1納付 → 7,550円
- ・4分の3納付 → 11,325円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか、納付が猶予される制度として、以下のものがあります。

- ・【若年者納付猶予制度】 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・【学生納付特例制度】 → 学生の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）

免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができ、通常期間に納付したのと同じ扱いになります。

この場合、3年目以降から、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

未納期間については、免除期間と違って、2年前までしかさかのぼって保険料を納められません。

＜お問い合わせ先＞

日高町 住民課	TEL 01456-2-6182
日高総合支所 住民生活課	TEL 01457-6-3173
苫小牧年金事務所	TEL 0144-36-6135
ねんきんダイヤル	TEL 0570-05-1165

